

# 郵政民営化法の規定に基づく 新規業務の認可申請に係る審査について

平成26年6月  
総務省郵政行政部

# 認可申請の概要

---

平成26年4月16日、かんぽ生命から認可申請のあった業務

- ① アフラックのがん保険商品の受託販売業務
- ② アフラックのがん保険商品に係る郵便局への研修・指導の代行

【参照条文】郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)  
(業務の制限)

第三百三十八条 (略)

3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときはその内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 二 郵便保険会社の経営状況

# 各審査事項の論点例(1)

## 1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

⇒【認可申請業務②に関連するもの】

- ・ かんぽ生命が販売を支援する商品に係る郵便局ネットワークへのアクセスについて、競争関係上の不適正性はないか。

(参考)

○郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第九十二条 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務(以下この条において「届出業務」という。)を営むに当たっては、日本郵便株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることに鑑み、届出業務(当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うものである場合には、当該委託に係る業務を含む。)と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

## 各審査事項の論点例(2)

### 2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

⇒【認可申請業務①に関連するもの】

- ・ 収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか。
- ・ 受託販売業務を実施する態勢が適切に整備されているか。(社員に対するがん保険商品を募集するための研修の実施が適切に行われるか等)

⇒【認可申請業務②に関連するもの】

- ・ 収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか。
- ・ 研修・指導を実施する態勢が適切に整備されているか。(アフラックとかんぽ生命の役割分担が明確になされているか、代行業務の実施に関して、アフラックとかんぽ生命との間で、十分な連携がとれる態勢がとられるか等)